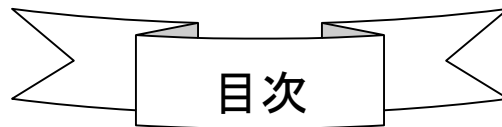


東伯町・赤碕町

新町まちづくり計画

令和元年12月変更

東伯西部合併協議会



I	序論	4
1	合併の必要性	4
(1)	社会情勢から見た合併の必要性	4
(2)	地域特性面から見た合併の必要性	5
2	合併に向けての留意点	6
(1)	合併の効果・期待	6
(2)	合併に伴う課題と対応方向の検討	7
3	新町のまちづくり計画の策定方針	8
II	新町の概況	9
1	位置と地勢	9
2	気象条件	9
3	人口と世帯数	9
4	産業の現状	10
III	主要指標の見通し	11
	人口・世帯数	11
(1)	総人口	11
(2)	3階層別人口	11
(3)	世帯数	11
IV	新町まちづくりの基本方針	13
1	新町のまちづくりの基本理念	13
2	新町の将来像	13
3	将来像実現のための基本施策	14

V	新町まちづくり基本計画	15
1	未来をひらく地域産業のまちづくり	15
(1)	農林水産業の振興	15
(2)	商工業の振興	15
(3)	観光振興対策	16
(4)	雇用対策	16
2	自然と共に生きる環境のまちづくり	18
(1)	道路の整備	18
(2)	公共交通対策	18
(3)	市街地（町並み）の整備	18
(4)	地域情報化対策	18
(5)	住宅・住環境の整備	18
(6)	公園・緑地の整備	19
(7)	上水・下水道の整備	19
(8)	環境衛生とリサイクル対策の充実	19
(9)	防災・消防・救急体制の充実	19
(10)	交通安全・防犯対策の充実	19
(11)	自然・歴史的環境の保全	20
(12)	治山・治水・海岸保全と港湾・海岸整備	20
3	健やかで思いやりのあるまちづくり	23
1	保健、医療、福祉の充実	23
(1)	保健・医療の充実	23
(2)	地域福祉の充実	23
(3)	高齢者の生きがい対策、福祉の充実	23
(4)	児童福祉・子育て支援対策の充実	23
(5)	障害者（児）福祉の充実	24
(6)	母子・父子福祉の充実	24
2	人権意識の高揚	26
4	誇り高く心豊かな人を育むまちづくり	27
(1)	幼児教育の充実	27
(2)	学校教育の充実	27
(3)	生涯学習の推進	27
(4)	人権教育の充実	27
(5)	地域文化の振興	28
(6)	スポーツ・レクリエーションの振興	28
5	住民が自らつくる活力あるまちづくり	30

(1) 住民参画・地域活動の推進	30
(2) 男女共同参画社会の推進	30
(3) 国際交流・国内交流活動の推進	30
(4) 行財政運営の効率化	31
VI 公共的施設の配置	33
VII 財政計画	34
VIII 新町まちづくり計画策定の経過	37

I 序論

地方分権の流れが加速する中で、自立した行政サービスの提供を行うためには、身近な基礎的自治体の行財政基盤の強化が急務となっています。また少子高齢化社会の進展は、今後の行政サービスの広域的な連携強化を求めています。

合併の必要性について論議が高まる折、東伯町・赤碕町では歴史的に、また産業・文化・教育の面でもつながりの深い関係から、平成15年1月1日に地方自治法に基づく法定協議会「東伯西部合併協議会」を設立し、合併に関する様々な協議を重ねてきました。

この新町まちづくり計画策定にあたっては、新町のまちづくり検討委員会・50人委員会・住民フォーラムなど多くの住民の声を受止めながらまとめてきました。なお、旧町からの行政施策移行が円滑に行われるよう、2町の総合計画を基礎資料として参考にしています。

1 合併の必要性

(1) 社会情勢面から見た合併の必要性

①地方分権の推進と行財政能力の向上

時代の大きな潮流となっている地方分権は、住民に身近な行政の権限をできる限り地方自治体に移し、その創意工夫による行政運営を推進できるようにするための取り組みです。その推進は、主体となる地方自治体の権限と責任を大きく拡大することとなり、自治体の自己責任能力の向上が強く求められる時代となっています。

一方で、自治体は財政の著しい悪化により財政構造改革という重い課題を背負っています。特に、今後、地方交付税や国庫補助金の削減などにより自治体の財政は、さらに厳しさを増すことが予想されます。

これらの課題解決のためには、地方分権時代にふさわしい行政システムの確立を図るとともに、財政規模の拡大による財政基盤の強化、さらには合併によりもたらされる国等による財政支援策の活用や経費削減効果等を生かした財源の確保を図ることが必要です。

②少子高齢化の進行をはじめ、より高度化・多様化する行政需要

少子高齢化の進行が目立ってきており、社会保障にかかる財政負担の増加や環境対策、地域基盤整備、高度情報基盤整備など、社会潮流の変化に伴い行政需要はますます多様化、高度化していくことが見通されます。これらに適切に対応していくためには、管理部門職

員・業務の削減・効率化を進める一方で、一層の財政基盤の強化、専門的職員の育成・拡充、各種公共施設の効率的な活用と適正配置の推進などの総合的な行財政能力の強化が必要となります。

〈老年人口、年少人口の推移〉

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口（人）	22,326	21,736	21,184	20,442
うち14歳以下（人）	4,555	4,044	3,533	3,003
年少人口比率（％）	(20.4)	(18.6)	(16.7)	(14.7)
うち65歳以上（人）	3,549	4,093	4,854	5,410
高齢化率（％）	(15.9)	(18.8)	(22.9)	(26.5)

③住民の自治能力を高め参画と協働のまちづくりを推進

多様化、高度化していく住民の行政需要に対応するためには、行政サイドの対応だけでは不十分なことが多くなると考えられます。行政で対応できないことは、人口規模が大きくなることにより、住民自らの参画と協働と相応の負担とによって対応していくという住民の自治意識・能力の強化が重要となってきます。

（２）地域特性面から見た合併の必要性

2町は鳥取県のほぼ中央に位置し、南部に大山隠岐国立公園の一部の山岳地帯があり、北部は日本海に面し、南北に細長く広がり、豊かな自然資源に恵まれています。

海岸線に沿って国道9号線、JR山陰本線が並行に走り、国道9号線は、東西を結ぶ幹線道路として、通勤や物資輸送、観光等に利用され、年々交通量が増加しています。

このように、共通する自然環境や交通条件を有しており、古くから八橋郡に属して、交流が盛んであったことから、両町は一体的な生活圏にあると伺い知ることができます。

両町が合併することにより、農林水産業と商工業が調和のとれた自立度の高い産業構造を有することになり、総合的にかつ効果的に産業の活性化を図ることが可能となります。

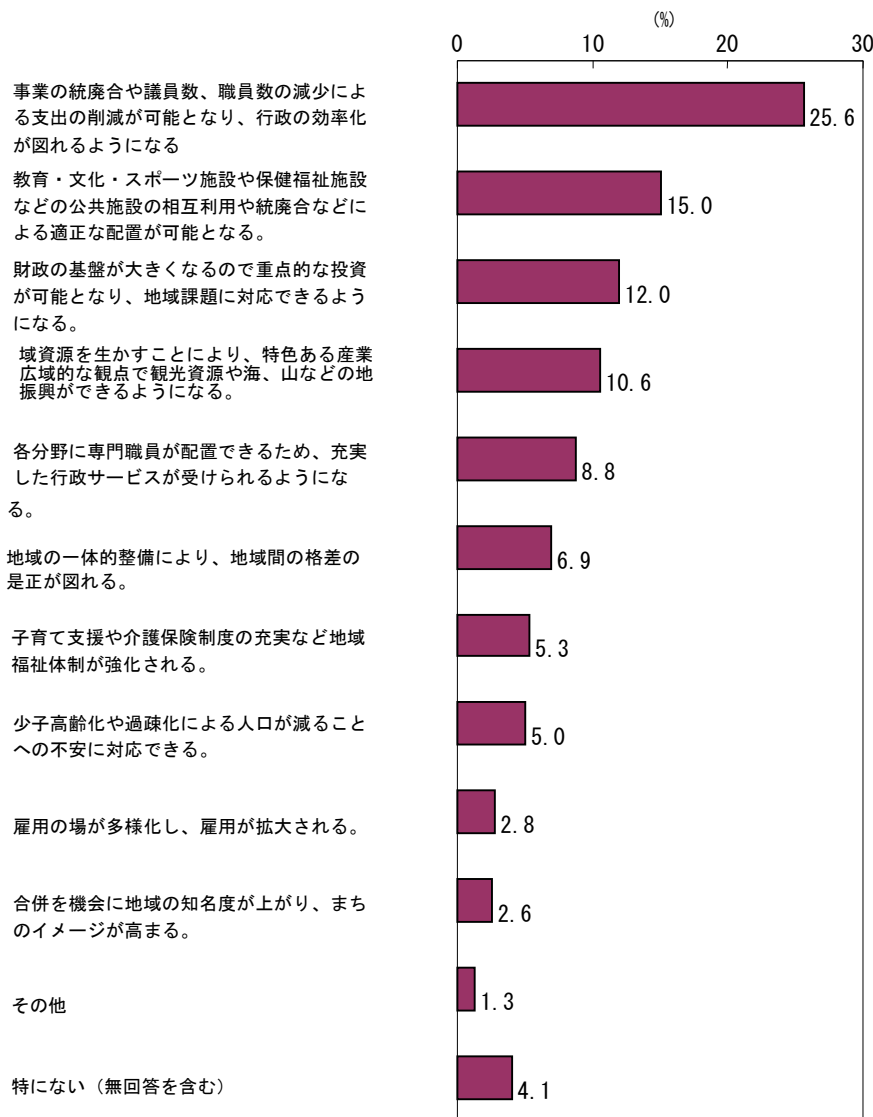
2 合併に向けての留意点

(1) 合併の効果・期待（アンケート調査結果から）

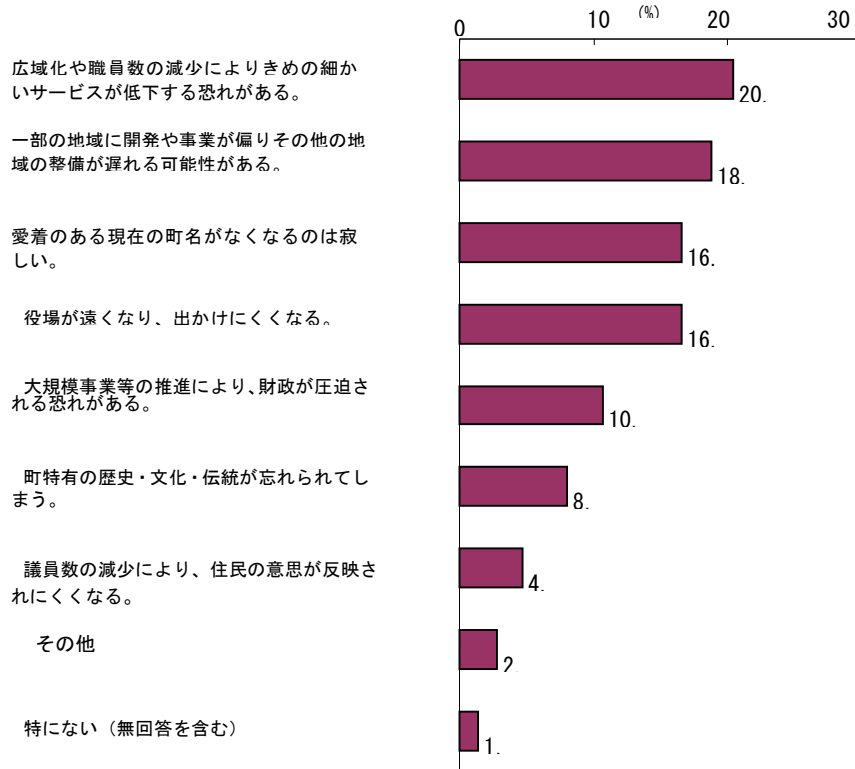
平成 15 年 4 月に、東伯町及び赤碕町の全世帯（6,400 世帯）を対象とした「新町のまちづくりアンケート調査」を実施しました。

このアンケートによる合併に対する効果・期待については、下表のとおり、「事業の統廃合や議員数、職員数の減少による支出の削減が可能となり、行政の効率化が図れるようになる。」「教育・文化・スポーツ施設や保健福祉施設などの公共施設の相互利用や統廃合などによる適正な配置が可能となる。」「財政の基盤が大きくなるので重点的な投資が可能となり、地域的課題に対応できるようになる。」の順となっています。

〈合併に対する効果・期待（複数回答）〉



〈合併に対する不安・懸念（複数回答）〉



（２）合併に伴う課題と対応方向の検討

アンケートの結果によると、合併に対する不安・懸念として「広域化や職員数の減少によるサービスの低下」などの課題があり、これらの対応策を検討する必要があります。

- ① 合併によって従来からの行政サービスの低下を招くようなことは避けなければなりません。そのため行政サービスの水準を新たに定めていく必要があります。
- ② 合併すると、地域の声が行政に反映されにくくなるのではないかと、また、役場が遠くなって不便になるとの不安に対しては、住民の窓口を従来のまま残すなど、利便性の向上に努める必要があります。
- ③ 各地域の生活基盤や施設の整備の格差については、全町的な施設整備と行政サービスの水準の視点から見直し、地域の状況に応じた解決策を検討することが必要です。
- ④ 伝統文化・行事の保存と継承を図り、各地域が自立したコミュニティとして独自性を持ちつつ、全体として緊密に連携し合うようなまちづくりを進める必要があります。

さらに住民が自らつくるまちづくりのために、住民と行政との協働をより一層強め、新しいまちづくりに向けた意識の高揚を図ることが必要です。

3 新町まちづくり計画の策定方針

新町まちづくり計画（市町村の合併の特例に関する法律に基づき合併協議会で作成する「市町村建設計画」）は、合併後の新町のまちづくりの基本方針及び各種施策の基本計画等を内容とした両町の住民に対して新町の将来像を提示するものであり、その策定方針は次のような方針によるものとします。

1 目的

本計画は、東伯町・赤碕町の2町が合併した場合の新町のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、新町のまちづくりの基本方針及びそれに基づく施策の基本計画等を策定してその実現を図ることにより、地方分権の時代に対応した住民参加型の行政運営と2町の速やかな一体化を推進し、魅力ある地域づくりと住民福祉の向上に資することを目的とします。

2 構成

本計画は、以下の項目を中心として構成します。

- 新町の概況及び主要指標の見通し
- 新町のまちづくりの目標や理念を示した基本方針
- 基本方針を実現するために行う各種施策の取組内容を示した基本計画
- 公共的施設の配置方針
- 新町の財政計画

3 期間

本計画における基本計画及び財政計画は、合併から令和7年3月31日までの期間について定めるものとします。

4 その他

(1) 計画の策定に際しては、合併による財政上の特例措置の終了後を見据えた長期的視野に立って検討を行い、財政計画については、健全な財政運営に配慮し、地方交付税、国・県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにします。

また、公共的施設の配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮した上で、地域バランスや財政状況等も考慮して適正な配置に努めるものとします。

(2) 新町における町政の指針及び各種施策の詳細かつ具体的な内容については、合併後に新町で作成する総合計画等に委ねるものとします。

Ⅱ 新町の概況

1 位置と地勢

新町は鳥取県のほぼ中央に位置し、県庁所在地の鳥取市には約60km、米子市に約35kmの地域です。南部は秀峰大山から連なる山地に囲まれ、北は日本海に面しています。町全体は、日本海岸を底辺として、南部の山地で頂点を結ぶ三角形をしており、中心街は日本海岸に沿ってつながっています。

町は、東西15.2 km、南北18.5 km、総面積139.88km²で、その地勢は、総じて南は大山山麓台地と急峻な山地、北へ向かうにしたがって緩やかとなり、町内を南北に流れる加勢蛇川及び勝田川の流域を中心に平野部が開けています。日本海側は商工業地帯、中部は県下有数の生産・販売高を誇る農業、南側は大山滝、伯耆の大シイ、船上山などで知られる風光明媚な中山間地で多くの観光客が訪れる地域となっています。

丘陵地帯は普通畑、樹園地として耕作されているほか、山林資源も豊富です。東西に延びる海岸線は単調ながら遠浅で岩礁が多く、魚類の生息と海草の繁茂に適しており、沿岸漁場として県内屈指の水揚げを誇っています。

区 分	新町 A	中部全体	県全体 B	A/B(%)
面積 (km ²)	139.88	606.07	3,507.17	3.99

(資料：平成12年国勢調査)

2 気象条件

新町全体での気温及び降水量は、平成13年・米子測候所の記録によると月別平均の最高気温は7月の27.0℃、最低は1月の3.8℃(年平均15.2℃)、年間降水量はおよそ2,000mmで、降水量がかなり多い地域といえます。平地部の積雪は比較的少なく、年間を通じて概ね暮らしやすい気象条件にあるといえます。

3 人口と世帯数

昭和60年以降の国勢調査結果によると、総人口は毎回減少しており、平成12年は20,442人で、平成7年より742人(3.5%)減少、昭和60年と比較すると1,884人(8.4%)の減少となっています。

世帯数は、平成2年からの10年間に、204世帯(3.5%)の増加となっています。1世帯当たり人数は減少傾向が続いており、平成2年からの10年間に、3.73人から3.39人へ9.1%減少となっており、核家族化に歯止めがかかっていないことを示しています。

〈人口・世帯の推移（国勢調査）〉

区分	年次 昭和 60年	平成2年		平成7年		平成12年	
			前回比%		前回比%		前回比%
総人口 (%)	22,326 (100.0)	21,736 (100.0)	△2.6	21,184 (100.0)	△2.6	20,442 (100.0)	△3.5
0～14歳 (%)	4,555 (20.4)	4,044 (18.6)	△11.2	3,533 (16.7)	△12.6	3,003 (14.7)	△15.0
15～64歳 (%)	14,221 (63.7)	13,599 (62.6)	△4.4	12,797 (60.4)	△5.9	12,024 (58.8)	△6.0
65歳以上 (%)	3,550 (15.9)	4,093 (18.8)	15.3	4,854 (22.9)	18.6	5,410 (26.5)	11.5
世帯数	5,810	5,826	0.3	5,978	2.6	6,030	0.9
1世帯当たり 人数	3.84	3.73	△2.9	3.54	△5.1	3.39	△4.2

(注) 平成12年に年齢不詳が5人あり、総人口と3区分別の合計とは一致しない。

4 産業の現状

産業構造の推移をみると、総人口の減少傾向を反映して就業人口総数も減少傾向にあります。産業別では、第3次産業が一貫して最も多く、就業者数、構成比とも増大し続けています。第2次産業は、構成比は概ね横ばい状態ですが、就業者数では減少が続いています。第1次産業は、平成2年の29.6%から平成12年の24.0%へ就業者数・構成比とも低下しています。

〈産業別就業者の推移〉

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)
総人口	22,326	100.0	21,736	100.0	21,184	100.0	20,442	100.0
就業者計	12,719	57.0 (100.0)	12,494	57.5 (100.0)	12,188	57.5 (100.0)	11,257	55.1 (100.0)
第1次産業	4,072	18.2 (32.0)	3,700	17.0 (29.6)	3,114	14.7 (25.5)	2,705	13.2 (24.0)
第2次産業	4,198	18.8 (33.0)	4,294	19.8 (34.4)	4,243	20.0 (34.8)	3,696	18.1 (32.8)
第3次産業	4,441	19.9 (34.9)	4,500	20.7 (36.0)	4,831	22.8 (39.6)	4,855	23.8 (43.1)

(注) 1. この表では「分類不能」が含まれていないため、各産業の合計と就業者計とは一致しない。(資料：国勢調査)

2. 構成比の外数は総人口に対する割合であり、()内の数値は就業者総数に対する割合である。

Ⅲ 主要指標の見通し

人口・世帯数

(1) 総人口

新町の人口を平成7年から平成27年度の5度の国勢調査結果及び社人研の推計結果等により今後構想期間20年間の推計を行った結果（平成17年度から20年間の推計）は次頁のとおりとなり、これまでの傾向をそのまま維持すれば、減少傾向になることが予測されます。

(2) 3階層別人口

令和2年の年少人口は、1,935人（構成比11.9%）、令和7年は1,726人（構成比11.4%）と推計されます。

生産年齢人口は、令和2年には8,223人（構成比50.6%）、令和7年は7,345人（構成比48.7%）と予測されます。

高齢者人口は、令和2年には6,102人（構成比37.5%）、令和7年には6,012人（構成比39.9%）と推計され、今後は減少に転じると予測されます。

(3) 世帯数

平成27年までの国勢調査結果及び社人研による人口推計から世帯率法により世帯数を推計すると、令和7年は5,206世帯となり、1世帯当たり人数は、2.90人／世帯と推測されます。

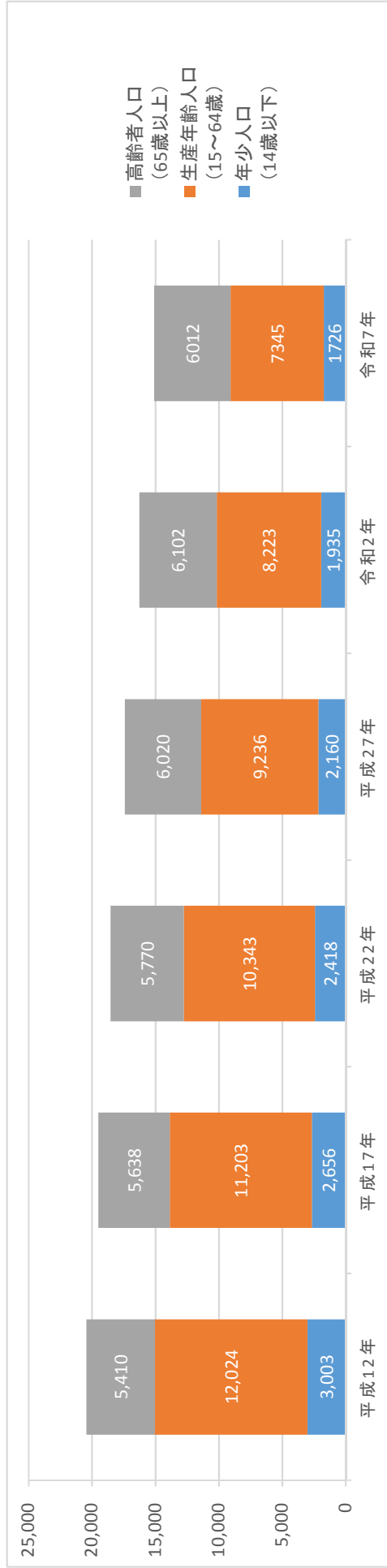
単位：人、%

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	前回比				
							H17/H12	H22/H17	H27/H22	R2/H27	R7/R2
総人口	20,442	19,499	18,531	17,416	16,260	15,083	△ 4.6	△ 5.0	△ 6.0	△ 6.6	△ 7.2
年少人口 (14歳以下)	3,003 (14.7%)	2,656 (13.6%)	2,418 (13%)	2,160 (12.4%)	1,935 (11.9%)	1,726 (11.4%)	△ 11.6	△ 9.0	△ 10.7	△ 10.4	△ 10.8
生産年齢人口 (15～64歳)	12,024 (58.8%)	11,203 (57.5%)	10,343 (55.8%)	9,236 (53%)	8,223 (50.6%)	7,345 (48.7%)	△ 6.8	△ 7.7	△ 10.7	△ 11.0	△ 10.7
高齢者人口 (65歳以上)	5,410 (26.5%)	5,638 (28.9%)	5,770 (31.1%)	6,020 (34.6%)	6,102 (37.5%)	6,012 (39.9%)	4.2	2.3	4.3	1.4	△ 1.5
世帯数	6,030	5,964	5,834	5,795	5,515	5,206	△ 1.1	△ 2.2	△ 0.7	△ 4.8	△ 5.6
一世帯数当たり人数	3.39	3.27	3.18	3.01	2.95	2.90					

注：平成12年には年齢不詳が5人、平成17年には2人ある。

平成12年、17年、22年、27年の総人口、3区分別人口、世帯数は、国勢調査から引用。

令和2年、7年の人口、総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」(平成30年3月推計)から引用し、世帯数は、世帯率法により算出。



Ⅳ 新町まちづくりの基本方針

1 新町まちづくりの基本理念

住民ニーズ、地域特性・資源、現行総合計画の分析を踏まえて、新町としてめざすべきまちづくりの基本理念は次のとおりまとめられます。

●まちづくりの基本理念

恵まれた豊かな自然環境、これまで育まれてきた郷土の歴史、文化、産業を踏まえ次の基本理念を掲げながら新しいまちづくりを目指していきます。

自然と調和した住みよい環境のまち（生活環境）

大山山系に源を発する豊かな水と緑、その裾野を紺碧に広がる日本海に注ぐ、その恵まれた自然と天然資源との調和を保ちながら、住んでみたくなる、住んでみて良かったと思われる文化の香りがするまちづくりを進めます。

希望に満ち健やかに笑顔広がるまち（人のこころ）

お互いの顔が見え、笑顔で接し合う、ひとのつながりを大切にしながら明るく元気で過ごす活力あるまちづくりを進めます。

誇り高くみんなで作る共生のまち（地域社会連携）

郷土に暮らす人みんなが協働してまちをつくっていく、一人ひとりを大切にしながら活力ある産業や生活基盤を築き、郷土愛を育み、生きていく地域社会づくりを進めます。

2 新町の将来像

新町としてめざすべきまちづくりの基本方向を踏まえて新町の将来像を次のとおり設定します。

● 新町の将来像

「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」

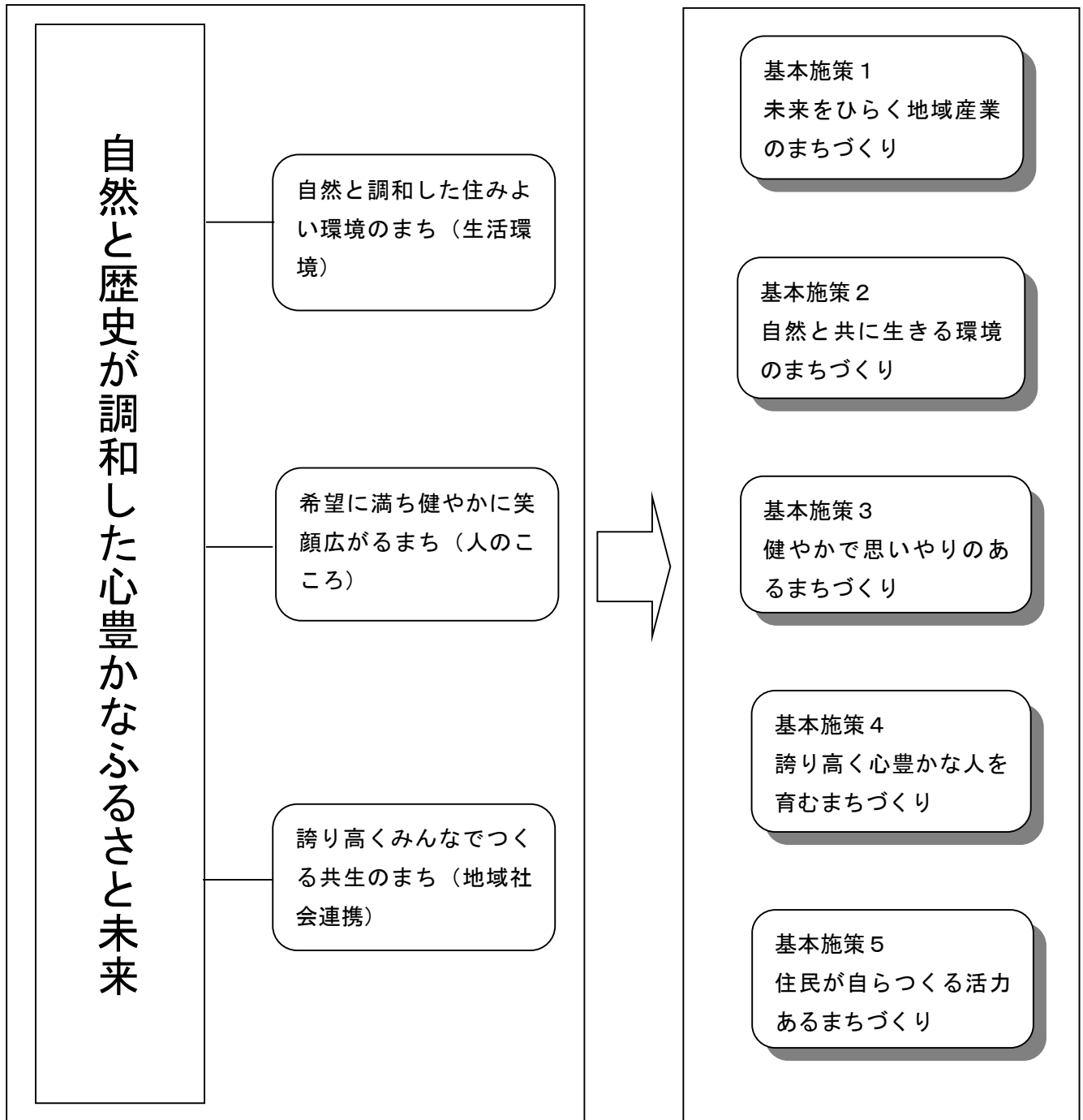
21世紀の新時代に新たな町を形成し、豊かな自然・歴史・文化・産業そして人を礎に郷土の未来を築いていきます。

3 将来像実現のための基本施策

新町の将来像「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」の実現を図るため、次のとおり5つの基本施策を定めます。

[新町の将来像]

[基本施策（5つの柱）]



V 新町まちづくり基本計画

新町は、「新町のまちづくりの基本方針」を実現するため、5つの基本施策について「新町まちづくり基本計画」を定めて、鳥取県などの関係行政機関・団体等と連携し、あるいはその支援を受けて、新町のまちづくりのための各種事業を総合的に推進していきます。

1 未来をひらく地域産業のまちづくり

(1) 農林水産業の振興

恵まれた自然環境の中での農業や水産業は重要な生活基盤として位置づいています。生産から処理・加工・流通の一貫体制のもとでの高付加価値（ブランド）産業として、今後とも振興を図っていきます。食の安全安心志向を受け、有機栽培など信用を高める生産販売活動を進め「地産地消」の取り組みを強化、また農地の集積や農業経営の法人化の支援などにより経済活動の活発化を図ります。女性や高齢者の就労構造も重要視していきます。

畜産など産業に関わる環境対策に取り組めます。また、農林水産業の体験交流活動を積極的に取り入れ、新規就業者の支援とともに後継者育成を図ります。自然を素材とした観光資源で町全体としての情報発信を図り、農林水産業への関わりを働きかけていきます。

林業については、計画的な間伐、保育などの森林施業を促進します。水産業は、新鮮な食材としての需要が高まっており、沿岸漁場の整備とともに販売体制の整備促進や観光資源化を一層図ります。

(2) 商工業の振興

商業の発展を考えるには、商業地域の確立、消費者ニーズに対応でき楽しんで地元で買えることができる地域づくり、情報化対策、経営基盤の強化、交通基盤整備が不可欠であり、その推進を図ります。また、工業の振興に向けて既存企業の体質強化を図るとともに、とりわけ製造業においては地元産品を主体とした食品加工の振興に努め、産地特化を推進します。

山陰自動車道との関連を考えた道路網の整備を行い、地元企業との調和を図りながら、自然環境の保全をも考慮しつつ工場誘致や起業支援を働きかけ、優良企業の立地を促進します。

(3) 観光振興対策

地元には国県指定の名所、史跡、天然記念物が多く、これらの特性を活かした観光対策として景観形成などまちを挙げて取り組み、積極的に観光宣伝、サービスの充実を図ります。山陰自動車道の計画により、豊かな自然や文化を紹介し、地元産品を販売する施設「道の駅」を計画し、憩いと潤いの場を提供します。

(4) 雇用対策

各産業分野において経営基盤安定化を図る方策を講じ、安心して、生き甲斐を持って働き、豊かな生活を送れるよう努めます。

雇用形態が変化する中で、若者の定住化を促す施策として、住宅施設整備や企業誘致の取り組みを進めます。

主要施策	主要事業	事業概要
農林水産業の振興	「地産地消」強化促進事業	都市との交流を展開するほか、「道の駅」整備にとりくみ、野菜・果樹・畜産・水産物の販売及び付加価値加工品の流通販売促進を図る。プロジェクト
	特産品研究プロジェクト事業	関係機関等によるプロジェクトを組織して、高付加価値特産品の開発・生産・販売体制について研究を行う。
	畜産果樹振興対策事業【県との連携事業】	全国有数の特産化をめざして酪農・畜産肥育・果樹生産振興対策を推進する。
	有機栽培の里づくり推進事業	低農薬・有機栽培及びバイオマス研究実用化にとりくみ、環境にやさしい安心安全な農業生産展開を図る。
	農林業基盤整備事業【県との連携事業】	農地集積、かんがい排水、森林保育、林道開設、施設整備などにより地域農林業生産基盤を整えていく。
	沿岸漁業整備促進事業	漁業担い手育成に取り組むとともに、漁業生産活動や水産物流通の拠点基地となるよう港湾周辺の整備を図っていく。
商工業の振興	販売流通拠点の形成事業	地元産品加工食品製造業を始め、町内事業所に対し融資や貸付による支援策を充実する。起業に掛かる支援を図っていく。道の駅・駅前商店街などショッピングゾーンを核とした商業地域基盤確立のための支援活動を展開する。商工会等組織強化を図っていく。
観光振興対策	道の駅整備事業	農林水産物、加工製品、嗜好品など地元特産品を観光資源として集約販売する道の駅を道路と共に整備する。

主要施策	主要事業	事業概要
観光振興対策	観光情報発信事業 【県との連携事業】	観光案内システムの充実を図るとともに、「観る」「食べる」「楽しむ」「憩う」空間（周遊ルート）を連携的に地域内に形成し、イベント開催や体験観光を組み込んだ観光宣伝を展開する。
雇用対策	後継者育成支援事業	男女共同参画社会形成を基調とし、各産業分野での担い手育成事業に取り組む。若者に魅力ある企業の誘致、定住を促す住宅施設整備を推進する。

2 自然と共に生きる環境のまちづくり

(1) 道路の整備

新町の産業・観光を振興し、活力あるまちづくりを進めるため、一般国道 9 号東伯・中山道路の整備を促進します。

東伯・中山道路への県道・町道等の接続道路整備や、東西、南北の主要幹線道路の整備を環境に配慮しながら進め、広域的な連携と地域の活性化を図ります。

(2) 公共交通対策

鉄道は、町民の交通の利便を図るだけでなく、地域振興の上からも極めて重要な役割を果たしています。近年のマイカーの普及、過疎化、少子高齢化による人口減等に伴い、利用者が軒並み減少していることから、利用者増に向けた取り組みを行います。また利用者の利便性を考慮した駅の整備を進めます。

公共交通の重要な役目を果たす路線バスの維持と、住民の利便性を重視して、自治体運営のバス（100 円バス）運行の充実を図ります。

ノーマイカーデーの実施など、町民あがての乗車運動を展開していきます。

(3) 市街地（町並み）の整備

地域の特性を活かしながら浦安駅・赤碕駅周辺の整備を計画的に進めます。

自然、環境、資源並びに高齢者等に配慮し、調和のとれた快適な都市空間の実現を目指して、市街地の整備を進めます。

(4) 地域情報化対策

近年急速に進展してきた高度情報化に対応すべく、現行のケーブルテレビシステムを活用して、広域的なネットワーク（注1）を構築し、情報環境の整備を図ります。

（注1）ネットワーク：一般的に同じ目的によってつながる網状の組織ある計画を遂行するために必要なすべての作業の相互関係を表したもの。

(5) 住宅・住環境の整備

新町の活性化、若者の定住促進のためには、住宅の確保が必要です。また、低所得者・高齢者等幅広い層のニーズに応える居住空間も求められています。このため質的向上を図りながら、公営住宅の整備充実に努めます。

空き家を活用した借家住宅の確保をするとともに、住民、企業、行政の連携のもとに自然環境と調和した分譲宅地の販売促進にも取り組んでいきます。

(6) 公園・緑地の整備

市街地の公園は、災害発生時の緊急避難場所としても重要な役割を担っていることから、安全性と緑地空間に配慮した公園として整備します。

また、山・川・海岸線などは豊かな自然とふれあう場を提供していくために自然公園として整備拡充及びPRに努めます。

(7) 上水・下水道の整備

上水道については、安全でおいしい水が安定供給できるよう計画的な施設整備に努めるとともに、維持管理体制の充実・強化を図ります。

また、公共下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽等の下水道施設整備を積極的に推進し、住環境改善の向上を図っていきます。

(8) 環境衛生とリサイクル対策の充実

ごみの分別収集を徹底して、減量化・再資源化・再利用の取り組み強化を図ります。

また、海岸や河川、山林への不法投棄が深刻な問題になっており、指導監視体制を強化し、積極的な美化運動の啓発を促進します。斎場については、一体的に運営ができる施設の検討を行います。

(9) 防災・消防・救急体制の充実

災害時における初動体制の確立、防災通信網の整備など防災体制の充実を図ります。さらに、町民の防災意識の高揚と自主防災体制の確立に努めると共に、地域安全活動の推進を図っていきます。

住民の生命・財産を守るため消防体制・施設整備の拡充を図り、広域消防との連携のもとに総合的な体制の強化を図ります。

また、救急体制については、緊急救援の体制づくりに取り組みます。

(10) 交通安全・防犯体制の充実

交通安全施設の整備や交通安全啓発活動等を通じて、歩行者の安全確保を図る等、交通事故を減らす取り組みを推進します。

また、地域社会と行政が連携して、防犯安全活動・啓発活動の促進に取り組み、防犯意識の高揚を図りながら、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(11) 自然・歴史的環境の保全

豊かさを基礎としたまちづくりを推進するため、河川・海の愛護意識の高揚を図り自然の生態系の保全に努めます。

古くからの優れた自然景観や歴史的史跡を守り育てるとともに、人と自然が共生できる快適な地域環境を創出します。

また、自然エネルギーの実用化に向けた取り組みを進めていき環境負荷の少ない循環型社会（注2）の形成を目指すとともに、環境ボランティア団体の育成にも取り組みます。

（注2）**循環型社会**： 大量生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。

(12) 治山・治水・海岸保全と港湾・海岸整備

砂防堰堤、治山施設等の設置などにより、土砂災害防止に努めるとともに、森林が本来持っている土砂災害防止機能、水源涵養機能を活用するため、広葉樹を中心とした多様な樹種の植栽、森林整備を行い、山林の荒廃防止に努めます。

また、水害を防止するため、生態系の保全に配慮しながら河川の改修など治水対策を推進します。さらに、港湾・海岸については地域の特性を活かした整備を促進して、住民の安全を確保します。

主要施策	主要事業	事業概要
道路の整備	主要幹線道路整備事業 【県との連携事業】	高規格道路東伯中山道路の整備を始め、アクセス道路新庁舎、公共機関等主要施設をネットする幹線道路を整備し、地域の産業・観光・文化の振興を図る。
公共交通対策	公共交通利用促進	J R、自治体運営バスおよび路線バスの効率的運行を図り、地域の住民サービス提供に取り組む。
	福祉バス・タクシー事業	交通弱者のための住民サービス対策として、小型車の運行を行う。
市街地（町並み）整備	市街地計画整備事業	J R 駅周辺等、都市計画街路の整備、区画整理及び庁舎周辺景観等美しい町並みゾーン整備を進める。
地域情報化対策	高度情報通信網整備事業	高度情報化時代に即した地域情報ネットワークシステムを整備し、産業振興や情報基盤に基づいた生活形成を行っていく。ケーブルテレビを活用したデジタル放送受信設備の整備を進める。そして IT 講習会・教室の開催を広く行う。

主要施策	主要事業	事業概要
住宅・住環境の整備	住宅施設整備事業	公営住宅整備・分譲宅地造成整備により若者が定住を図り人が賑わうまちづくりを進める。空き家の活用など、県外からの転入者に対し住宅支援を行っていく。
	伝統的住宅保存	地域文化を築いてきた伝統的住宅の保存を行う。
公園・緑地の整備	自然公園化事業	恵まれた自然環境を活かした自然公園の整備を図る。
	市街地公園整備事業	地域内小公園など安全性と潤いのある緑地空間に配慮した公園整備を進める。
上水道・下水道の整備	上水道整備事業	安全でおいしい水の安定供給を図る水道施設整備、水源確保に取り組む。
	下水道整備促進事業	美しい自然環境と快適な居住環境を確保するために、下水道施設整備を促進する。
環境衛生とリサイクル対策の充実	環境衛生促進事業	リサイクルや分別収集促進によりごみの減量化を進める。快適な生活環境を維持していくために不法投棄防止に取り組み、環境保全の啓発活動を展開していく。
	斎場整備	赤碕斎場については、一体的運営を念頭に施設の増設を検討する。
防災・消防・救急対策の充実	消防・防災対策推進事業	消防施設・設備の整備を行い、消防体制の充実を図る。防災行政無線の整備を行い防災機能の強化と共に、地域における防災意識啓発を図る。
	地域衛星通信ネットワーク整備事業 【県との連携事業】	防災管理のための衛星通信ネットワーク整備を図る。
	救急体制整備	診療所の充実と救急指定への取り組みを検討する。
交通安全・防犯体制の充実・強化	交通安全施設の整備	交通安全施設の整備と交通安全運動啓発を行う。
	防犯安全活動の促進	防犯灯の整備等を行い、地域ぐるみでの暴力追放運動や青少年の非行防止活動を促進する。
自然・歴史的環境の保全	環境保全促進事業	河川・海岸線の環境美化や保全に取り組むボランティア活動など住民の自主的活動を啓発していく。
	自然との共生事業	自然との生態系保全を図り、自然エネルギーの実用化に向けた取り組みを進める。海水浴場を整備し情報発信により利用を促す。

主要施策	主要事業	事業概要
治山・治水・海岸保全と港湾・海岸整備	山林等荒廃防止対策事業 【県との連携事業】	山林の植生対策により水源涵養機能を充実し、荒廃防止を図る。
	水害・土砂災害防止対策事業 【県との連携事業】	2級河川、準用河川の護岸等改修整備を行い、水害防止を図る。予防治山、砂防整備事業に取り組み土砂災害の防止を図る。
	急傾斜地崩壊対策事業 【県との連携事業】	急傾斜地崩壊防止区域の整備を行い、安全な生活環境を創出する。
	港湾・海岸整備事業 【県との連携事業】	赤碓港の改修事業その他海岸線の浸食防止対策を行い、海岸の保全を進める。

3 健やかで思いやりのあるまちづくり

1 保健、医療、福祉の充実

(1) 保健・医療の充実

広域的な医療機関との連携・協力を図り、夜間、休日の医療体制並びに緊急時の応急・救急医療体制等地域医療体制の整備、充実に努めます。

予防医療及び早期発見・早期治療が重要であることから、住民検診や相談・指導などの充実、環境システムを活用した健康づくり施設の整備などに努めます。

安心して子どもを産み育て、心身ともに健やかな子どもが育つまちとして、育児相談や訪問指導、健康診断など母子保健の充実をめざします。

(2) 地域福祉の充実

近年、就業構造や社会環境の変化、家族構成の多様化などにより地域での福祉力（支えあう機能）が低下しつつあります。このため、福祉の担い手の養成や福祉学習の充実を図り、一人ひとりができるところから参加、協力できる環境を整備するなどボランティア活動を支援します。

また、自助・共助・公助の理念のもと、住民と行政が一体となった地域福祉ネットワークの形成により、いきいきと安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを進めます。

(3) 高齢者の生きがい対策、福祉の充実

高齢社会を迎え、高齢者が住み慣れた家庭や地域で元気で、いきいきとした生活を送るため、保健、医療、福祉、生涯学習、生活環境などの各種施策を総合的に推進します。

また、高齢者が培ってきた英知や技を発揮できる機会の創設や子どもたちとの世代間交流など、高齢者の社会参加を促進します。

介護や支援が必要な状態となっても、高齢者自身の意思を尊重し、安心して生活を営むことができるよう、関係機関との連携のもと社会的な介護支援体制の整備を進めます。

(4) 児童福祉・子育て支援対策の充実

少子化の進むなか、子どもを安心して産み、健やかに育てる環境づくり、保育サービスや子育て支援の充実、負担軽減など環境改善に努めます。

また、子育てに関する相談、情報提供、サービス提供などを総合的に展開する子育て支援センターの充実にも努めます。

(5) 障害者（児）福祉の充実

ノーマライゼーション（注1）の理念のもと、住み慣れた家庭や地域で自立した暮らしができる社会を実現するため、障害者の社会参加を促進するとともに、健康づくり、福祉サービス、バリアフリー（注2）など総合的な環境づくりに努めます。

また、障害児保育・教育における環境の整備や支援体制等の充実を図るとともに、心身に障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に努めます。

（注1）ノーマライゼーション：高齢者も若者も、障害のある人もない人もすべての人が人間として社会の中で同じように生活し、活動することができることが社会の本来あるべき姿、という考え方。

（注2）バリアフリー：障壁のないという意味。段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮をすること。製品設計にも応用されている

(6) 母子・父子福祉の充実

母子家庭や父子家庭が増加傾向にあることから、子ども、親ともに健やかな生活ができるよう、福祉関係機関との連携を密にして相談指導体制を充実するとともに、各種手当などの経済的支援や子育て支援等に努めます。

主要施策	主要事業	事業概要
保健・医療の充実	地域医療体制の充実	鳥取県、消防署、医療機関等との連携・協力を図り、救急処置・移送体制の整備・充実、並びに休日・夜間の医療体制の充実に取り組む。日頃の健康管理のため、かかりつけ医を奨励し、在宅での終末医療等在宅医療体制の充実を支援する。
	赤碕診療所の機能促進事業	地域の医療・保健の拠点としての機能充実を図る。また、緊急時における適切な応急医療体制の充実を努める。
	健康づくりと予防保健事業	温水プールやトレーニング施設などを備えた健康増進施設を整備し、運動習慣の推進など予防医療に努める。各種健康診査への受診促進や相談・指導体制の充実を図るなど、町民の健康づくりに努める。
	母子保健の充実	妊婦・乳幼児健診や育児相談、訪問指導、育児教室の開催など育児支援の充実を努める。幼児虐待や育児放棄を防止するため、医療機関を含む関係機関との連携を図る。
地域福祉の充実	地域ボランティア支援	福祉学習の充実やボランティア組織の整備、リーダーの育成などボランティア活動を支援していく。ボランティアセンターの整備・充実を図り、ボランティアシステムづくりを推進する。
	地域支え合い事業	社会福祉協議会や民生委員等との連携を図り、地域福祉ネットワークを推進し、地域福祉活動の充実を図る。

主要施策	主要事業	事業概要
高齢者の生きがい対策、福祉の充実	高齢者の社会参加の推進	伝統文化・技能の伝承などを通して、子どもたち等との世代間交流を推進する。老人クラブ、スポーツや趣味の活動、シルバー人材センターなど高齢者の自主的活動を支援する。
	元気高齢者の支援	高齢者の健康づくりや趣味の活動などの生きがい教室の開催、生きがい就労推進等生涯現役のまちづくりを進める。
	在宅福祉の充実	温水プールを利用したリハビリテーションやミニデータービスなど介護予防事業、食の自立支援や外出支援サービスなど生活支援事業を総合的に実施し、高齢者の在宅支援に努める。居宅介護支援事業所や介護保険サービス事業所との連絡調整を図り、介護体制の推進に努める。
児童福祉・子育て支援対策の充実	子育て支援の充実	子育て支援センターを整備・充実し、地域子育て仲間づくりや一時預かり制度の拡充など子育て支援活動の充実に努める。育児休業の取得促進施策、子育てヘルパー派遣事業などの充実に努める。
	保育事業の推進	保育時間の延長など多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童クラブの充実、保育料の軽減等に努める。
障害者(児)福祉の充実	障害者在宅福祉の推進	ホームヘルプサービスやデイサービスなどの障害者支援費制度の推進や居住環境整備事業など在宅生活支援に努める。スポーツや文化活動への参加を促進するなど、障害者の社会参加を推進する。
	バリアフリーのまちづくり	公共施設のバリアフリー化の推進など障害者や高齢者等にやさしいまちづくりに努める。障害者(児)に対する理解を深めるため広報・啓発活動を実施し、心のバリアフリーを進める。
母子・父子福祉の充実	母子・父子家庭への支援	問題の解消や自立支援のための相談体制を充実、子育て支援など総合的な施策を推進する。

2 人権意識の高揚

人権尊重のまちとして、部落差別の解消をはじめ、男女共同参画の意識の高揚を図るとともに、子どもや女性、高齢者、障害者、定住外国人など一人ひとりの人権を尊重し、「あらゆる差別をしない、許さない」を基本としたまちづくりを進めます。

また、住民一人ひとりの正しい理解と認識を深め、明るい社会を築くため、家庭・学校・地域社会・職域など、さまざまな機会を通して、人権・同和教育や啓発活動を総合的に推進していきます。

主要施策	主要事業	事業概要
人権意識の高揚	人権尊重のまちづくり	「あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、部落差別をはじめ子どもや女性、高齢者、障害者、定住外国人などあらゆる人権を尊重するまちづくりを総合的に進める。
	人権・同和教育の推進	同和教育や人権教育に関する講演会や研修会、地域懇談会、町民集会等を開催し、意識啓発を図るとともに、各団体や組織活動の支援、連携による啓発活動の充実に努める。
	人権・同和対策事業の推進	文化センターの整備及び隣保館事業の充実、生活相談員設置、進学奨励金給付事業等各種制度の実施など同和対策事業を総合的に推進する。

4 誇り高く心豊かな人を育むまちづくり

(1) 幼児教育の充実

地域社会の中で家庭と幼稚園、保育所（園）等が十分な連携を図り、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していく教育環境の整備、就学前教育から小学校へ一貫した教育体制を整備します。将来的には保幼一元化（注1）を目指して、幼稚園（注2）を含め検討していきます。

（注1）保幼一元化：保育所（園）と幼稚園の一体化（機能を併せ持つ）のことです。

（注2）幼稚園：幼稚園と保育所が一つの建物にあり、職員室、運動場などの施設を両者が共有している施設などを「幼稚園」という通称で呼びます。

(2) 学校教育の充実

子どもたちの主体性を重視する学習とあわせて、豊かな人間性を身に付け、心身ともに健康でたくましい子どもの育成を基本とした学校教育を推進します。基礎学力を身につけ社会性、道徳性を培うため、情報教育や国際理解教育をはじめ創造力を高める教育を進め、教育内容や指導体制・教育環境の整備充実を図ります。また、地域に根ざした教育文化を推進し、開かれた学校づくりを目指します。

(3) 生涯学習の充実

幼少期から高齢期までの段階に応じた情報の提供を行うとともに、社会変化や住民ニーズに応え、生涯学習を総合的に進めていく施設整備、指導体制の充実、多様な教育機会の提供に努めます。また、学校週5日制の実施を受けて、子どもたちの地域での伝統行事や諸活動への参加、自主的な活動の展開を積極的に推進します。さらに、21世紀を担う青少年の健全育成のため、地域でのふれあいや世代間交流を深めるとともに環境の整備・啓発活動を推進します。

(4) 人権教育の充実

人権についての住民一人ひとりの正しい理解と認識を深め、人権を尊重し、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない町を築くため、あらゆる場や機会をとおして、一貫した人権・同和教育、啓発活動を推進します。

(5) 地域文化の振興

地域の歴史、芸術、文化に幼年期から親しんでいくことが必要であり、親しむ機会、場所、情報の提供をはじめ文化活動のネットワークづくりを進めていきます。地域に根ざした伝統行事、伝統芸能の保存継承を推進するとともに、文化財保護に努め、文化施設の活用促進や既存施設の整備、機能の改善を図ることにより、高度情報化社会の進展といった時代の新たなニーズに対応した新しい文化の創造に努めます。

(6) スポーツ・レクリエーションの振興

多様化するニーズに応えるため、体育施設の整備をはじめ既存施設を有効利用し、活動の推進と地域住民の健康増進を図るとともに、総合型地域スポーツクラブ（注3）の推進を図るため、指導者・各種団体の育成、各種講習会・教室等を積極的に開催し、スポーツ・レクリエーションの振興に努めます。

（注3）**総合型地域スポーツクラブ**：活動の拠点となる施設を中心に、地域住民が主体的に運営するスポーツクラブのことで、多様な興味・関心、さまざまな技術レベルを持つ人々が、世代を越えて集まり、いろいろなスポーツを楽しむことのできる場です。

主要施策	主要事業	事業概要
幼児教育の充実	幼児教育の推進啓発	家庭、地域での子育ての支援を行うため、学習会等の開催、育児相談、子育てボランティア育成を行い、幼児教育の推進啓発を図るとともに、将来的には保幼一元化を目指して、幼稚園方式を含めて検討を行う。
	交流連携	地域社会において、家庭、保育所（園）、幼稚園、小学校が連携を図り、交流を行い、地域に根ざした幼児教育の振興を図る。
	教育環境の整備	幼児一人ひとりの健やかな発達を促していくための環境の整備を行う。
学校教育の充実	教育環境の整備	教育施設、環境の整備充実を行い、学力の向上を図るとともに、情報教育、国際理解教育や地域社会とふれあいを深める教育の推進を行う。
	基礎学力向上の推進	児童・生徒の学力の実態を把握し学力の向上を図るため、指導主事等の配置を行うとともに、学校、家庭、地域が連携をとり支援対策を講じる。
	人権・同和教育の推進啓発	学校教育における人権・同和教育に関する学習活動を総合的に推進する。
	教育相談	心の教育相談員の配置を行うなど、いじめ、不登校等様々な悩みをかかえる児童生徒や保護者、教師に助言・支援を行うカウンセリング体制の整備を図る。

主要施策	主要事業	事業概要
学校教育の充実	体験交流	地域、歴史・文化とふれあい、地域に根ざした教育文化を推進し、開かれた学校づくりを目指す。
生涯学習の充実	生涯学習の推進啓発	学習機会、情報の提供を行い、自己啓発活動の推進を図り、生涯学習の総合的な展開を図るとともに、団体、指導者、ボランティアの育成を行う。
	青少年健全育成の推進啓発	家庭、学校、地域、行政が連携をとり、青少年を非行から守るための推進啓発活動を行い、子ども達が心身ともに健やかに暮らせるまちづくりを目指す。
	体験交流	様々な体験交流活動を通じて地域及び世代間のふれあいを高める事業を推進する。
	公民館活動の促進	地域づくりの拠点として、公民館事業の充実を図り、地域に根ざした生涯学習の推進を行う。
	図書館活動の促進	図書館の施設整備の充実を行い、本に慣れ親しむ機会の提供をするとともに、小・中学校と連携をとり読書活動の推進を図る。
人権教育の充実	人権・同和教育の推進	学校・社会教育における人権・同和教育に関する学習活動を推進するため、推進員の各種研修会への派遣を行い資質の向上を図るとともに、地域と連携をとり総合的な人権・同和教育の推進を図る。
	人権・同和教育の啓発	家庭、保育所（園）、学校、地域社会、職場等あらゆる場や機会を通し講演会の開催等を行い、一貫した人権・同和教育啓発活動を総合的に推進し、意識啓発を図る。
	人権・同和対策	同和問題の正しい理解と認識を深め、町民の意識の高揚を図り、同和問題をはじめとするさまざまな差別問題の速やかな解決を図る。
地域文化の振興	文化財の保存継承	史跡の周辺整備を行い、国・県・町指定の有形・無形文化財等の保護、保存を行い、地元の文化遺産を後世に伝える。
	地域文化の振興	地域文化に親しむ機会、場所、情報の提供をはじめ文化活動のネットワークづくりを進め、地域の文化財・伝統行事を広くPRを行い活用を図る。
	文化活動の推進啓発	講演会、研修会を開催し、指導者・団体の育成及び資質の向上を図るとともに、活動の機会を提供するなど活動を支援し、文化活動の推進啓発活動を行う。
	芸術文化の振興	芸術文化の鑑賞機会の提供を行い、自主的な芸術文化活動の推進を行う。

主要施策	主要事業	事業概要
スポーツ・レクリエーションの振興	社会体育施設の整備	社会体育施設の整備を行うとともに、既存施設の有効利用を図り、スポーツに親しむ地域のコミュニケーションの場としての充実を行う。
	スポーツ・レクリエーションの推進啓発	各種大会、教室、講習会を開催し、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供するとともに、学校及び社会体育施設を開放し地域住民の健康増進を図る。
	スポーツクラブの育成	指導者、各種団体の育成を行い、地域のスポーツ活動を活性化し、スポーツ少年団等の各種スポーツクラブの育成を図る。

5 住民が自らつくる活力あるまちづくり

(1) 住民参画・地域活動の推進

「町民と行政が協働して取り組むまちづくり」を進めていくため、町民が行政に対して意見・提言できる仕組みを整備して町民の声を積極的に行政に反映できるようにします。

議会や各種審議会等の運営の活性化を図るとともに、住民参画条例の制定に向けて取り組むほか、積極的に行政情報公開を行うなど、町民からの意見・提言に対応できる体制づくりに努めます。

地域の活性化に向けた住民主体の活動を推進するため、地域づくり団体の育成や各種団体等の自発的な取り組みを支援します。

(2) 男女共同参画社会の推進

男女が互いに尊敬し、共にその個性と能力をもって積極的に社会参加ができるような環境を整備していくため、男女共同参画条例の制定に向けて取り組むとともに、家庭、地域、職場等でその能力が発揮できるよう、審議会委員等への女性の積極的登用や指導者の養成を推進します。

(3) 国際・国内交流の推進

国際交流は、ふるさとの良さを再認識する機会としてとらえ、幅広い世代、分野での交流を促進し、町民の国際感覚を養います。交流の核となる指導者の育成やホームステイ先・通訳として協力が可能な人材の登録等を行い、国際性豊かなまちづくりを進めます。

また、地域の活力を高めるため、国内の他の自治体や各種団体及び町出身の県外在住者との交流を活発にし、産業・観光・文化等のあらゆる分野での交流を促進し、地域の新たな

な魅力づくりを進めるとともに交流で賑わうまちづくりを目指します。

(4) 行財政運営の効率化

急速な社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに対応した新たな施策に積極的に取り組むとともに、合併による町の広域化に対応するため、行政事務手続きの電子ネットワーク化を推進するほか、公正で開かれた町政運営を推進し、効率的かつ効果的な行政運営の確立に努めます。

健全な財政運営を進めるため、長期的視点に立って計画的に財源の公正かつ効率的な配分を行うことにより、財政基盤の強化を図るとともに、行財政の効率化を進めるため、バランスシート（注1）の作成など行政評価制度の導入に向けた検討を行います。

（注1）**バランスシート**：一定時点（通常は決算日）における財政状態を表示した会計報告書のことです。バランスシートは、資産の部、負債および資本の部からなる複式簿記となっており、資産の部は資金の具体的な運用形態を示し、負債および資本の部は源泉形態を示しています。バランスシートは資金を運用と源泉の二面から把握した計算書ですので、資産合計額と負債・資本合計額は当然に合致する関係にあります。

主要施策	主要事業	事業概要
住民参画・地域活動の推進	住民参画条例の制定	町民と行政が協働して取り組むまちづくりを進めるため、行政運営への住民参画について定めた住民参画条例を制定し、住民の取り組みを示した活動指針を提示する。
	まちづくり委員会の設置	町民が行政に対して意見・提言ができる仕組みを整備するため、住民代表で組織するまちづくり委員会（仮称）を設置して、住民の意思を行政に反映する。
	地域づくり活動支援事業	地域の活性化に向けた住民主体の活動を推進するため、地域づくり団体やNPO等の育成を行うほか、各種団体等の自発的な取り組みを支援する制度を創設する。
	情報公開推進事業	情報公開を積極的に推進するため、各種計画案の内容を事前に住民に周知するとともに、主な事務事業の経費等を住民に分かりやすく公開する。
	意見・提言対応窓口の設置	町民からの意見・提言に迅速に対応するため、とりまとめ及び各課との調整を行う組織を整備する。
男女共同参画社会の推進	男女共同参画条例の制定	男女共同参画社会の実現に向けた社会意識の高揚を図るため、男女共同参画条例を制定する。

主要施策	主要事業	事業概要
男女共同参画 社会の推進	男女共同参画リ ーダー育成事業	性別に関わりなく住民が地域社会に参加できる環境を整備するため、リーダーの育成のための研修会の開催や審議会等への女性の積極的登用を行う。
	男女共同参画啓 発事業	男女のあり方の問題について考え、一人ひとりが自己変革をし、人として自立できるような社会を作るため、福祉分野・教育分野と連携し、町民を対象とした講演会や様々な技能を習得するための研修会を開催する。
国際・国内交 流の推進	国際交流推進事 業	国際交流を推進するため、国際交流員の設置、外国語指導助手の招致、児童生徒の海外への研修派遣、指導者の育成のための研修会やホームステイ先・通訳として協力が可能な団体・人材の登録等を行う。
	ふるさと交流事 業	国内の他の自治体や各種団体、県外在住の町出身者との交流を活発にするため、両町にゆかりのある自治体と交流を進めるとともに、各種団体との意見交換会や町出身者に対する情報の収集・提供を行う。
行財政運営の 効率化	専門的組織・人材 の設置	地方分権の時代に対応した新たな施策に積極的に取り組むため、環境問題や情報化に対応するための専任組織や福祉分野等の専門職員の設置を行う。
	電子ネットワー ク化推進事業	合併による町の広域化に対応するため、行政手続きの電子ネットワーク化を推進し、公共施設の利用や各種申請の手続への情報通信技術の活用に向けて取り組む。
	行財政運営適正 化事業	行財政の適正な運営を図るため、行政評価制度の導入に向けて検討を行い、バランスシートを作成・公開するとともに、財源確保の方法として町民債の発行を検討する。
	新庁舎の建設	事務能率と行政サービスの向上を図るため、OA化に対応した新町のシンボルにふさわしい近代的・合理的で耐震性を持った災害時の拠点ともなりうる庁舎を建設する。また、庁舎建設に当たっては、将来展望に立った総合的な整備計画を策定する。 新庁舎を建設するまでの間は、分庁方式で対応するため必要となる現庁舎の改修等を行い、行政サービスの水準維持を図る。

Ⅵ 公共的施設の配置

公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域間バランス、さらには財政事情等を考慮しながら、逐次、統合整備を図っていきます。適正配置の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、現公共的施設の有効活用・相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。

なお、新町の事務所として活用する2町役場庁舎については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算システムの統合など必要な機能の整備を図ります。

Ⅶ 財政計画

1 財政推計延長基本設定

計画変更：平成 16 年度から平成 30 年度については、決算額を掲載

令和元年度以降：決算額推計数値を掲載〔根拠は下記のとおり〕

2 歳入推計

地方税

個人割の人口減少、生産年齢人口の減少による減収のほか、固定資産にかかる評価額の下落による減収として、毎年 0.5%の減収を見込んで試算。

地方譲与税 等

地方消費税の引き上げによる地方消費税交付金の増収を見込んで試算

その他については、R1 年度当初予算計上額を据え置く試算。

地方特例交付金

消費税の引き上げに併せて行われる減免措置により一定の増収を見込んで試算（R1 年度は、臨時子育て交付金による一時的な増収）

地方交付税

R2 年度で合併算定替の特例期間が終了し、R1 年度より 31 百万円の減収を見込むほか、H30 年度交付実績額に対し、公債費の交付税措置額を反映して試算。

分担金・負担金

R1 年度当初予算計上額に対し、R1 年度に抑制した農地費に係る投資的経費の地元負担額を計上して試算。

国庫支出金

R1 年度当初予算計上額に対し、R1 年度に抑制した社会資本整備総合交付金事業に係る投資的経費にかかる国庫負担額を計上して試算。

都道府県支出金

R1 年度当初予算計上額に対し、R1 年度に抑制した農地費に係る投資的経費の県補助金を計上して試算。

財産収入

R1 年度当初予算計上額を据え置く試算

寄附金

R1 年度当初予算計上を行ったふるさと納税にかかる寄附金 310 百万円を据え置く試算

繰越金 1

R1 年度当初予算計上額を据え置く試算

諸収入

R1 年度当初予算計上額を据え置く試算

地方債

毎年、臨時財政対策債 300 百万円、社会資本整備総合交付金事業 100 百万円、公共施設の長寿命化対策等を見込み 100 百万円を見込むほか、R2～3 年度にかけて成美地区複合化施設建設事業を見込み試算。

3 歳出推計

人件費

R1 年度当初予算計上額を据え置く試算

物件費

R1 年度当初予算計上額を据え置く試算

維持補修費

R1 年度当初予算計上額を据え置く試算

扶助費

高齢者の増加を見込み年 1%ずつ増加する試算

補助費 等

R1 年度当初予算計上額を据え置く試算

普通建設費

H30 年度当初予算の投資的経費を据え置き、R2～3 年度については、成美地区複合化施設建設事業を想定して試算。

災害復旧事業費

R1 年度当初予算計上額のうち予備費計上額相当を想定した試算

公債費

既発行分の元利償還金に、R1 年度以降の起債見込みに係る償還金を計上し試算。

積立金

ふるさと納税に係る寄附額の基金積立のほか、基金の運用益による利息収入の積立を計上し試算。

貸付金

R1 年度当初予算計上額を据え置く試算

繰出金

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計への繰出金については、高齢者の増加により毎年 1% の増加を見込み試算。

後期高齢者医療特別会計への繰出金は R5 年度までを 1% の増加を見込み、R6 年度の団塊世代の加入にあわせて 2% の増加を見込み試算。

農業集落排水事業特別会計及び下水道事業特別会計については、各会計の公債費の推計を基に繰出金が増加する見込みにより試算。

新町まちづくり計画(期間延長)

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
地方 税	1,730	1,748	1,695	1,873	1,913	1,822	1,793	1,792	1,767	1,774	1,785	1,721	1,700	1,759	1,726	1,709	1,701	1,692	1,684	1,676	1,668
地方 譲与 税	171	208	274	135	130	125	121	120	112	106	101	107	105	103	104	89	104	104	104	104	104
利子割 交付金	14	9	6	7	8	7	7	5	5	5	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4
配当割 交付金	2	3	5	6	2	2	2	2	2	6	10	8	5	8	6	7	6	6	6	6	6
株式等譲渡所得割交付金	2	5	5	4	1	1	1	1	1	7	5	7	3	8	4	7	4	4	4	4	4
地方消費 税交付金	219	200	198	189	166	171	171	166	164	163	200	341	309	310	322	308	349	349	349	349	349
ゴルフ場利用 税交付金	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
自動車取得 税交付金	58	53	56	51	45	29	30	26	27	26	16	18	20	29	29	20	29	29	29	29	29
地方特例 交付金	48	43	33	11	19	24	29	24	4	4	4	4	4	5	6	49	10	10	10	10	10
地方 交付 税	3,764	3,777	3,718	3,754	3,667	3,760	4,101	4,143	4,284	4,386	4,329	4,377	4,368	4,287	4,137	4,089	3,993	3,964	3,944	3,907	3,875
交通安全対策特別交付金	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2
分担金及び負担金	47	50	47	19	13	4	5	7	14	22	26	13	20	27	25	51	18	18	18	18	18
使用料及び手数料	219	226	220	247	235	257	280	288	295	297	267	260	214	221	223	186	197	197	197	197	197
国庫支出 金	594	629	613	715	923	1,107	1,075	1,126	1,071	1,344	1,058	1,044	1,259	1,193	1,007	1,045	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
県支出 金	1,105	937	890	743	669	679	792	1,042	872	868	912	927	940	1,011	909	1,028	980	980	980	980	980
財産 収入	76	16	10	20	17	15	11	9	27	61	16	13	17	14	18	15	15	15	15	15	15
寄附 金	2	12	2	4	4	6	5	6	5	97	184	190	337	290	365	311	310	310	310	310	310
繰入 金	509	418	476	494	248	349	44	388	110	146	593	686	1,170	887	1,128	737	756	910	914	988	976
繰越 金	168	175	184	193	188	221	185	245	243	263	219	242	244	455	397	180	100	100	100	100	100
諸 収入	748	451	1,116	423	285	262	248	201	208	242	184	164	164	132	109	129	120	120	120	120	120
地方 債	962	1,414	1,884	1,848	782	1,478	1,593	1,980	1,484	1,764	748	936	621	1,026	804	346	644	1,136	500	500	500
歳入 合計	10,445	10,382	11,438	10,742	9,320	10,324	10,497	11,595	10,691	11,549	10,722	11,086	11,506	11,763	11,327	10,314	10,364	10,972	10,312	10,341	10,289
歳出																					
区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人 件 費	2,069	2,089	1,955	1,881	1,830	1,702	1,625	1,580	1,605	1,569	1,564	1,548	1,510	1,492	1,492	1,562	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
物 件 費	1,322	1,233	1,036	1,140	1,208	1,565	1,375	1,425	1,404	1,504	1,535	1,601	1,673	1,654	1,438	1,941	1,886	1,886	1,886	1,886	1,886
維持 補修 費	6	3	2	2	2	7	1	34	13	17	19	17	45	82	59	42	19	19	19	19	19
扶 助 費	680	670	688	708	713	792	1,012	1,067	1,327	1,370	1,519	1,465	1,606	1,547	1,721	1,652	1,656	1,673	1,690	1,707	1,724
補 助 費	1,238	1,134	1,752	1,150	1,492	1,119	1,158	1,612	1,167	1,287	1,240	1,227	1,289	1,347	1,175	1,281	1,287	1,287	1,287	1,287	1,287
公 債 費	1,759	1,562	1,575	1,606	1,454	1,416	1,427	1,508	1,477	1,460	1,419	1,457	1,491	1,509	1,719	1,543	1,526	1,522	1,522	1,519	1,436
積 立 金	170	265	1,045	909	110	498	391	276	228	547	775	777	877	697	560	459	316	313	311	310	310
投資及び支出・貸付金	196	115	116	119	95	72	122	36	29	24	19	15	13	12	12	14	14	14	14	14	14
繰 出 金	902	990	1,065	1,085	1,166	1,234	1,387	1,343	1,299	1,289	1,344	1,394	1,326	1,277	1,275	1,341	1,375	1,393	1,408	1,424	1,438
普通 建設 事業 費	1,928	2,135	2,011	1,954	1,028	1,795	1,755	2,470	1,879	2,262	1,046	1,341	1,220	1,749	1,325	479	725	1,305	615	615	615
歳 出 合計	10,270	10,197	11,245	10,554	9,099	10,139	10,252	11,352	10,427	11,330	10,480	10,842	11,050	11,366	10,776	10,314	10,364	10,972	10,312	10,341	10,289
歳入 歳出 差引額	175	184	193	188	221	185	245	243	263	219	242	244	456	397	551	0	0	0	0	0	0
基 金 残 高	2,016	1,951	2,575	3,111	3,037	3,230	3,609	3,575	3,741	4,150	4,341	4,469	4,193	4,031	3,485	3,207	2,767	2,170	1,567	889	223

*平成16年度から平成30年度については決算額。令和元年度以降については決算見込額。
 *計数は四捨五入によるもので、合計とは合致しない場合があります。
 *基金残高:財政調整積立基金・その他の基金・その他定額基金の合計

Ⅷ 新町まちづくり計画策定の経過

期 日	項 目	内 容
平成15年 1月1日	東伯西部合併協議会設置	法定協議会を設置し、県から合併重点支援地域の指定を受ける。
2月10日	東伯西部合併協議会委員委嘱	住民代表他一般学識経験者20名を含む32名を協議会委員として委嘱
3月24日	新町まちづくり検討委員会発足（以後各小委員会10回開催）	課題別に5分野に小委員会設置、5～6名で単位検討委員会を構成し、分野別構想及び計画の検討を重ねる。
4月16日	新町まちづくり50人委員会発足（以後3回開催）	住民の意見を幅広く取り入れるため、公募により50人の委員を選任、まちづくり構想への意見を求める。
4月1日	まちづくりアンケート実施	全町民を対象として全戸配布によるアンケート実施、合併に期待する効果や不安、重点施策について集約
6月7日	新町まちづくりフォーラム開催	新町まちづくり構想案を説明し、広く住民から意見をもらう。
7月14日 ～31日	各地区懇談会開催	新町まちづくり構想案について9地区を会場に説明し、住民から意見をもらう。
7月26日	児童生徒新町まちづくりフォーラム開催	次代を担う2町の小中学生20名からまちづくりの意見提言を受ける。
8月6日	東伯西部合併協議会第7回会議	各小委員会が検討した基本構想案を提案
9月3日	東伯西部合併協議会第9回会議	新町まちづくり構想案を確認
11月22日	東伯西部合併協議会第14回会議	各小委員会で検討した新町まちづくり計画を報告